

**EU の農業政策、食品規制・制度情報
(2014 年 10～2015 年 3 月報告)**

2015 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

はじめに

欧州、特に EU 加盟国は、食品制度や安全基準について、さらには世界へ食文化を発信する地域として注目を浴びています。本報告書は、これらの情報ニーズの高まりを背景に、ジェトロ・ブリュッセル事務所において EU における農林水産物・食品に関わる政策、規制等の基礎情報を収集し、まとめたものです。

(本内容は、2014 年 10 月～2015 年 3 月頃発表され、一部を除きジェトロ農林水産情報研究会員紙「Food & Agriculture」に掲載したものです。記載内容は執筆時点の情報に基づきます。)

2015 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部

農林水産・食品調査課

【免責事項】 ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

目 次

1.	GM0 の改正指令案ようやく成立の見通し	3
2.	GM0 の改正指令が 4 月 2 日に発効	6
3.	域内外での農産品販売促進のため 27 のプログラムを承認	8
4.	安全で革新的な新規食品の上市加速を模索	10
5.	水産養殖の競争力向上を支援	12
6.	有機食品の認証制度の同等性で合意	14
7.	ビスフェノール A を含む内分泌攪乱物質の適用基準策定の行方	17
8.	米国による EU 産牛肉の輸入再開を歓迎	19
9.	欧州委、新たに 18 の農村開発プログラムを承認 (EU)	22
10.	欧州議会、加工食品に使用される肉の原産地表示の義務付けを要求 (EU・フランス)	24

1. GMOの改正指令案ようやく成立の見通し

2015年1月12日 Food & Agriculture 掲載

EUでは、遺伝子組み換え有機体（GMO）への反対世論が強く、栽培はスペインなどごく一部の国に限られ、栽培種もトウモロコシ MON810のみという現状だ。EU理事会でのGMO栽培許可に関する審議では、賛成派と反対派の対立で決定が下せない状況が続いている。状況打開のため、2010年7月提案された、加盟国が自国内でGMO栽培を制限できるようにする修正指令案について、欧州議会と理事会の合意が14年12月によりやく成立。15年1月に最終的に成立の可能性が出てきた。

■6カ国がセーフガード条項などでMON810の栽培を禁止

EUでは、遺伝子組み換え有機体（GMO）に反対する世論が強く、GMOを栽培している国もスペインなどごく一部の国に限られている。また、商業的に栽培されているGMOはモンサントの遺伝子組み換えトウモロコシ MON810のみというのが現状だ。

GMOに反対する世論の強いフランス、ドイツ、ルクセンブルク、オーストリア、ハンガリー、ギリシャの6カ国は、「遺伝子組み換え有機体（GMO）の環境への意図的放出に関する欧州議会・理事会指令 2001/18/EC」のセーフガード条項（23条）や「遺伝子組み換え食品・飼料に関する欧州議会・理事会規則（EC）No1829/2003」の緊急措置条項（34条）を適用し、MON810の栽培を禁止している。また、ポーランドは国内法で、全ての遺伝子組み換え種子の販売を禁止している。

他方、EU理事会（閣僚理事会）でのGMOの栽培認可に関する審議では、許可あるいは不許可を決めるための多数派が形成されず、決定が下せないという状況が続いている。現在、10以上のGMOの栽培許可申請に関する審議が行われている。MON810の栽培許可の更新が保留となっているほか、デュポン/パイオニアの遺伝子組み換えトウモロコシ Bt1507も、欧州食品安全機関（EFSA）が栽培を是認する意見を出しているものの、最終的な許可は下りていない。

■欧州委、2010年7月にGMO指令の修正を提案

2009年6月25日に開催された環境相理事会では、オーストリアがGMOに関する新提案を行い、加盟国が自国内全域あるいは一部の地域でのGMOの栽培を禁止、あるいは制限することができるようにすることや、リスク評価に環境や健康へのリスク以外に、社会経済的要因を考慮することを求めた。ブルガリア、アイルランド、ギリシャ、キプロス、ラトビ

ア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、ポーランド、スロベニアの12カ国がこの提案を支持した。

これを受け、欧州委員会（以下「欧州委」）は10年7月13日、EUレベルでのGMOの認可手続きを維持しながら、加盟国に対し、自国領土内全域あるいは一部の地域でのGMOの栽培を禁止、あるいは制限することを可能にする条項を盛り込み、指令2001/18/ECを修正する欧州議会・理事会規則案を提案した。

同規則案は、加盟国が自国領土内でのGMOの栽培を禁止、あるいは制限することを、EUの承認手続きにおいて実施される健康や環境へのリスク評価以外の理由でも可能にする内容となった。

■理事会で修正案に関する政治的合意が2014年6月に成立

欧州委の修正案は直ちに欧州議会、理事会に送付され、審議が開始されたが、理事会での審議は難航、なかなか加盟国間の合意は形成されなかった。2014年6月12日に開催された環境相理事会で、修正案に関する政治的合意がようやく成立した。これを受け、同7月23日の一般問題理事会で、修正案に関する理事会の第1読会のポジションが正式に採択された。

理事会が採択したポジションでは、欧州委が当初、規則案として提案したものが、指令案に修正されている。また、理事会は、環境政策や社会経済的な影響、土地利用や都市計画、国土整備計画、農業政策、公共政策などを理由に加盟国が自国領土内でのGMOの栽培を禁止、あるいは制限できる条項を盛り込んだが、同措置を希望する加盟国が、欧州委を通じて、当該GMOの栽培地域から自国領土を除外する交渉を、当該申請企業と行う手続きを規定した条項も盛り込んだ。

■欧州議会環境・公衆衛生・食品安全委員会は汚染防止や予防原則を重視

一方、欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全委員会では2014年11月11日、第2読会に向けた同委員会の勧告案に関する投票が行われ、賛成53、反対11、棄権2でこの勧告案を採択した。同委員会は、環境政策や社会経済的な影響、土地利用や都市計画、国土整備計画、農業政策、公共政策などを理由に加盟国が自国領土内でのGMOの栽培を禁止、あるいは制限できる条項を承認したが、幾つかの細かい条件を加えた。

環境政策については、GMOの栽培により引き起こされる環境への影響に関連するものや、科学的なリスク評価で検討された影響を補完するものに限定し、社会経済的な影響については、手に負えない、もしくは従来型有機農業との共存措置による費用増による、もしくは

は小島嶼や山岳地帯などの特別な地理的状况による共存措置導入が不可能な場合などの例示を加えた。

他方、同措置を希望する加盟国が、欧州委員会を通じて、当該 GMO の栽培地域から自国領土を除外する交渉を、当該申請企業と行う手続きを規定した条項には反対した。

また、環境・公衆衛生・食品安全委員会は加盟国に対し、GMO の栽培により他の作物が汚染されないことを保証することや、隣国との『緩衝地帯』などを設け、国境を越えた汚染が発生しないよう留意することを求めている。このほか欧州議会は、欧州食品安全機関（EFSA）の実施する個別のリスク評価では、人の健康や環境への直接的な影響、間接的な影響、直後あるいは時間が経ってからの影響、累積的な影響とあらゆる影響を考慮すべきだとし、予防の原則の重視を求めている。

なお、環境・公衆衛生・食品安全委員会は、EU 理事会の議長国イタリアとの修正案に関する交渉の開始を承認し、11 月 11 日に理事会との交渉が再開された。EU 議長国のイタリアは、5 月の欧州議会選挙を踏まえて、7 月に入れ替わった新しい欧州議会の準備が整い、交渉を再開できるタイミングを窺っていた。

■ 欧州議会本会合で 2015 年 1 月に合意の見通し

欧州議会と理事会は 2014 年 12 月 3 日夜、GMO の栽培に関する指令の修正案に関し合意に達した。本件の報告者を務める欧州議会のフレデリック・リース議員（欧州自由民主同盟グループ、ベルギー選出）は、「今夜成立した指令に関する合意は、2015 年春から適用され、自国領土内での GMO 栽培の制限を望む加盟国に、一層の柔軟性を保証する」と説明するとともに、「私は、欧州での GMO に関する民主的手続きを強化し、研究の真の独立を保証することを確約したユンケル欧州委員会委員長の公約を頼りにしている」と強調している。

今後、この非公式な合意は欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全委員会や本会合、EU 理事会での承認が必要となる。欧州議会の本会議での承認の後、その 1 カ月以内に理事会が正式に採択し、修正指令案が最終的に成立する。欧州議会の本会議での投票は 2015 年 1 月となる予定。

（田中 晋）

2. GMOの改正指令が4月2日に発効

2015年3月30日 Food & Agriculture 掲載

EU理事会は2015年3月2日、遺伝子組み換え有機体（GMO）の改正指令を最終的に承認した。GMO栽培の許認可をEUレベルで行うことには変わりはないが、加盟国はEUレベルで栽培が認可されても、今回の改正指令により、自国領土内でのGMO栽培を制限あるいは禁止できるようになる。また、GMO栽培を行う加盟国は、当該GMO栽培を禁止する隣国の作物に影響を与えることがないように留意する必要がある。改正指令は同年3月13日のEU官報に掲載され、20日後の4月2日に発効する。

■EU理事会、改正指令をようやく採択

EU競争担当相理事会は2015年3月2日、「加盟国が自国領土内において遺伝子組み換え有機体（GMO）の栽培を制限あるいは禁止する可能性に関する指令2001/18/ECを修正する欧州議会・理事会指令」を最終的に採択した。

欧州委員会は10年7月13日、EUレベルでのGMOの認可手続きを維持しながら、加盟国に自国内全域あるいは一部の地域でのGMOの栽培を禁止あるいは制限することを可能にする条項を盛り込んだ「GMOの環境への意図的放出に関する、および理事会指令90/220/EECを廃止する欧州議会・理事会指令2001/18/EC」の修正案を提案した。

その後、欧州議会、理事会での審議が続いていたが、なかなか合意形成には至らなかった。しかし、14年12月3日夜、欧州議会と理事会は修正案に関する合意形成に達し（本誌2015年1月12日3020号参照）、15年1月13日には、欧州議会の本会議でこの合意が承認され、今回、EU理事会が最終的に承認したことで、改正指令が正式に採択された。改正指令となる欧州議会・理事会指令（EU）2015/412は15年3月13日のEU官報に掲載され、20日後の4月2日に発効する。

■加盟国は自国領土内でのGMO栽培の制限、禁止が可能に

加盟国はこれまで、前出「GMOの環境への意図的放出に関する、および理事会指令90/220/EECを廃止する欧州議会・理事会指令2001/18/EC」のセーフガード条項（23条）や「遺伝子組み換え食品・飼料に関する欧州議会・理事会規則（EC）No1829/2003」の緊急措置条項（34条）を適用し、健康や環境へのリスクがあることを示す、あるいは緊急措置が必要であることを示さなければ、GMOの栽培を禁止することができなかった。

GMOの栽培の許認可をEUレベルで行うことには変わりはないが、改正指令では、加盟国が

自国領土内での GMO の栽培を制限あるいは禁止することに関し、より柔軟な対応を可能にする。加盟国は、認可申請企業が GMO 栽培の認可手続きを行っている間、当該認可申請がカバーする地理的範囲の修正を求めることができるほか、GMO 栽培の認可後でも環境政策や農業政策上の目標、国土整備や社会経済的な影響などを理由に GMO 栽培を制限、あるいは禁止できるようになる。

改正指令には、自国領土内で GMO 栽培を禁止したい加盟国は、栽培を禁止したい GMO を生産する企業と最初に交渉を行う手続き規定が盛り込まれているが、加盟国は当該企業の同意が得られなかった場合でも、一方的に栽培を禁止することができる。

加盟国はまた、GMO 栽培により他の作物が汚染されないことを保証しなければならないほか、隣国との『緩衝地帯』などを設け、国境を越えた汚染が発生しないよう留意しなくてはならない。

2015 年上半期の EU 議長国ラトビアのドゥークラウス農業相は改正指令の採択に当たり、「改正指令は、加盟国に自国領土内で GMO を栽培するか否かを決定することができる選択の自由を与える。これは、補完性の原則に沿ったものであり、市民や農家の意向を尊重するものだ」と述べた。

■GMO 栽培を制限・禁止する場合の詳細規定を新たに挿入

改正指令により、新たに規定された主要な内容は次のとおり。

- GMO を栽培する加盟国は、栽培を禁止する隣国への国境を越えた汚染を回避するため、国境地帯での適切な措置をとる。
- 加盟国は、GMO 栽培の認可手続き中、あるいは認可の更新手続き中に、自国領土のすべて、あるいは一部を GMO の栽培地から除外するために、認可の地理的範囲の修正を要求できる。GMO の評価レポートの回覧日から 45 日以内に欧州委員会に申請する。欧州委員会は、加盟国の申請を GMO 栽培の認可申請企業や他の加盟国に提示する。
- 認可申請企業は、欧州委員会による加盟国の申請提示日から 30 日以内に、認可申請時の GMO 栽培の地理的範囲を調整、あるいは確認することができる。
- 認可申請企業による確認がない場合、GMO 栽培の認可申請中の地理的範囲の修正は、改正指令の下で発行される同意文書や適用される決定、前出欧州議会・理事会規則 (EC) 1829/2003 の下で採択される認可決定によって実施される。
- 栽培の地理的範囲の修正を求める申請がない場合、あるいは GMO 栽培の認可申請者が当初の地理的範囲を確認した場合、加盟国は領土のすべて、あるいは一部での GMO の栽培を制限、もしくは禁止することができる。ただし、加盟国が実施する措置は EU 法に適合し、

環境政策の目的、国土整備、土地利用、社会経済的影響、他の製品への GMO の混入の回避、農業政策の目的、公共政策などの理由に基づくものでなくてはならない。

○ こうした措置を採択しようとする加盟国は、最初に欧州委員会に措置案や当該措置を取る背景を通知する。この通知は GMO の認可手続きが終了する前に行う必要がある。加盟国は、通知から 75 日間は当該措置の採択や適用を控える。加盟国はまた、申請企業がこの期間、当該 GMO の栽培を控えることを保証する。

○ 加盟国は上記通知から 75 日後、当該栽培が認可された日以降であれば、同意もしくは認可期間中、通知した措置をそのまま、あるいは修正した形で採択できる。加盟国は遅滞なく、採択した措置を欧州委員会や他の加盟国、栽培認可企業に通知する。

○ 自国領土のすべて、あるいは一部を GMO 栽培認可の地理的範囲から除外することを希望し、認められた加盟国は、同意した、もしくは認可を決定した GMO 栽培の地理的範囲を所定の手続きの下で必要に応じて修正できる。

○ 上記の規定を適用して採択された措置は、認可された GMO（製品あるいは製品の要素として）の EU 域内での自由な流通を阻害してはならない。

(田中 晋)

3. 域内外での農産品販売促進のため 27 のプログラムを承認

2015 年 1 月 19 日 Food & Agriculture 掲載

欧州委員会は 2014 年 10 月 30 日、EU 域内外での農産品の販売促進のため 27 の 3 カ年(15～17 年) プログラムを承認した。14 年 2 回目の承認となった今回のプログラムは、生鮮あるいは加工された野菜や果物、乳製品、原産地呼称保護ならびに地理的表示保護といった品質ラベルの食品、有機食品、花、高品質な肉などが対象で、予算総額約 7,738 万ユーロのうち約 5 割を EU が拠出する。また、農産品販売促進に関する新規則が採択され、EU 拠出金割合の上げが決まった。

■27 のプログラムに約 3,900 万ユーロを拠出

欧州委員会（以下「欧州委」）は 2014 年 10 月 30 日、EU 域内外での農産品の販売促進のため、27 の 3 カ年（15～17 年）プログラムを承認した（注 1）。同年 6 月 15 日までに 43 の

プログラムが申請されたが、欧州委は最終的に 27 のプログラムを選択した。27 プログラムのうち、21 プログラムは EU 域内市場を、6 プログラムは EU 域外市場を、対象としている。

EU 域内外で、農産品の啓蒙普及や販売促進を行う専門機関・団体は、加盟国の所轄当局に年 2 回、プログラムの予算申請ができる。加盟国は自国で選定したプログラムのリストを欧州委に提出する。欧州委は各プログラムを審査し、支援対象となるプログラムを選定する。欧州委は 14 年 4 月に既に 20 のプログラムを承認しており、今回は 2 回目の審査となる。

今回承認されたプログラムは、生鮮あるいは加工された野菜や果物、乳製品、原産地呼称保護 (PDO) ならびに地理的表示保護 (PGI) といった品質ラベル (本誌 2012 年 10 月 15 日 2909 号参照) の食品、有機食品、花、高品質な肉を対象とする。今回初めて羊肉に関するプログラムが承認された。総予算は 7,737 万 7,840 ユーロで、EU が 3,899 万 6,228 ユーロを拠出し、残りは各プログラムを提案した加盟国の農産品団体等が拠出する。

農産品の販売促進の対象国・地域には、北米、南米、中東、東南アジア、日本、北アフリカ、トルコが含まれる。日本向けプログラムとして承認されたのは、ポーランドのオーガニック生産者・加工業者協会が申請したもので、オーガニック製品が対象となっている。

欧州委のチオロシュ委員 (農業・農村開発担当) は「厳しい経済状況下、これらのプログラムが EU の農産品の消費と販売を促進することを望む。過去 5 年間、EU の農産品輸出において、輸出量よりも輸出額の伸びが顕著であった。このことから、EU 域外国は、EU の伝統、品質基準、農産品の味わいを評価しているといえる。これらのプログラムは、こうした評価をさらに高めるだろう」と述べた。

■農産品販売促進に関する新規則を採択

現在、EU 域内外での農産品の販売促進は、「域内市場や域外国での農産品のための情報・プロモーション活動に関する理事会規則 (EC) No 3/2008 (注 2)」に基づき実施されている。同規則については、これまでの経験や域内外の農業部門、市場の変化を踏まえ同規則の見直しが行われていたが、廃止する欧州議会・理事会規則 (EU) No 1144/2014 (注 3) が新しく採択された。

EU 域内外での農産品の販売促進活動は、EU の農業部門の競争力の強化を目的とし、新市場の開拓、貿易パートナーの多様化を図るための手段として考案されたが、新規則では、EU の拠出金の割合が現在の 50%から大幅に引き上げられる (子供向けに学校で野菜や果物の消費を促進するプログラムなどについては 60%)。

単一の加盟国が申請したプログラムに関しては、EU の拠出金の割合が 70%に引き上げら

れる。複数の加盟国が共同で申請したプログラムや、域外の市場を対象としたプログラムに関しては、同 80%を負担する。食品スキャンダルなどで消費者の信頼を回復しなければならぬといった危機的な状況の場合には、同 85%を負担する。現在、EU の拠出金は年間約 6,000 万ユーロだが、年間 2 億ユーロに増額される。対象となる食品も拡大され、チョコレート、菓子、ビスケット、パン、パスタなども対象となる。なお、新規則は 2015 年 12 月 1 日から適用される。

14 年 11 月 1 日から農業・農村開発担当になった欧州委のホーガン委員は「農産品販売促進の新制度や 3 倍以上に増えた EU 拠出金は、中期的には新市場の開拓能力の強化に繋がる。既存の市場の多様化を促進するとともに、EU 域内外の消費者に EU 農産品の品質基準や伝統などをアピールできるだろう」との見方を示した。

(注 1) EU 域内外での農産品の販売促進のため、27 の 3 カ年 (15~17 年) プログラム予算
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-1232_en.htm

(注 2) 理事会規則 (EC) No 3/2008
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2008R0003:20090303:EN:PDF>

(注 3) 欧州議会・理事会規則 (EU) No 1144/2014
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R1144&from=EN>

(小林 華鶴)

4. 安全で革新的な新規食品の上市加速を模索

2015 年 2 月 16 日 Food & Agriculture 掲載

欧州委員会は 2014 年 12 月、チアオイルと酪酸菌を EU の新食品成分として認可した。チアオイルは脂質と食品サプリメントとして、酪酸菌は食品サプリメントの成分として使用できるようになる。EU では、97 年 5 月に発効した新食品や新食品成分の認可に関する規則 (258/97) が新食品成分を認定する仕組みを規定している。欧州委員会は 13 年 12 月、革新的な新規食品の EU での上市を容易にすることを目的に、新食品の認可手続きを一元化し簡素化する改正規則案を発表した。15 年 1 月現在、同案は欧州議会と EU 理事会で審議中で

ある。

■チアオイルや酪酸菌を新食品成分として認可

欧州委員会（以下、欧州委）は2014年12月、チアオイル（*Salvia hispanica*）と酪酸菌（*Clostridium butyricum*：CBM 588）を新食品成分として認可した。チリの Functional Products Trading が申請したチアオイルは、脂質（使用上限：10%未満）と食品サプリメント（同：1日当たり2グラム以下）として使用できる。また、日本のプロバイオティクスメーカーのミヤリサン製薬（本社：東京都）が申請した酪酸菌も、食品サプリメントの成分として使用できる。

1997年5月15日に発効した「新食品および新食品成分に関する欧州議会・理事会規則（258/97）」は、EUレベルで規則を統一することで、食品の自由流通の障壁を除去し、さらに上市前に無害であることを証明する一律の評価を実施することで、消費者の健康を保護することを目的としている。

対象となるのは、同規則の発効前にEUでの消費が僅少であった食品や食品成分で、一次構造が新しいあるいは意図的に改変されている食品や食品成分、微生物や菌類、藻類からなる食品や食品成分、食品の栄養価や代謝を顕著に変える生産方法が適用されている食品や食品成分などである。食品添加物や食品生産に使用される抽出溶剤や食品酵素などは対象外となっている。

■新食品や新食品成分を域内で上市するための3つの条件

新規食品がEU域内で流通するための必須条件は次のとおりで、これらの条件を満たさない新食品や新食品成分を域内で上市することはできない。

1. 消費者にとって危険なものであってはならない。
2. 既存食品を代替する類似食品の場合、消費者に栄養面での不利益をもたらすものであってはならない。
3. 消費者が新規食品だと明確に分かるようにする。

認可申請については、申請者は製品を最初に上市する加盟国の所轄当局に認可申請を行う。申請書には、前述の3条件を満たすことを証明する全てのデータ、情報が含まれていなければならない。申請の受理から3カ月以内に、さらなる評価が必要か否かの判断が下される。また、他の加盟国や欧州委が、申請された食品や食品成分のEUでの上市に関し意見を述べたり、異議を申立てたりすることのできる期間が設けられている（最長60日間）。申請を受理した加盟国は、さらなる評価を必要とせず、異議の申立てがない場合、申請者

に当該製品を上市してよい旨、通知する。補足評価が必要とされる、あるいは異議の申立てが行われた場合は、食物連鎖・動物健康常設委員会での諮問を経て、認可決定が下される。

新食品にも EU の食品ラベル表示規則が適用されるが、場合によっては、特徴（成分、栄養価、用途）や、アレルギーなど一部の人の健康に影響を及ぼす材料、倫理的な問題が生じる可能性のある材料についての情報を明記しなければならない。

■新食品に関する改正案は審議中

欧州委は 2008 年 1 月 14 日、認可手続きを一元化し、簡素化することで、革新的な新規食品の EU での上市を容易にすることを目的とした、規則の改正案を提出した。改正案には、EU では馴染みがないが、EU 域外国では長らく消費されている伝統的食品で、健康に無害であることが証明されている食品の認可を簡素化する条項が盛り込まれた。

欧州議会と EU 理事会は、クローン動物の後代の肉の販売に関し妥協点を見出せず、合意は成立しなかった。欧州議会は、クローン動物の子孫から作られた食品であることを示すラベル表示の義務付けを要求したが、EU 理事会は表示の技術的難しさを指摘し、譲歩しなかった。

このため、13 年 12 月、欧州委は新たに新食品に関する規則案とクローン動物由来の食品に関する指令案を提出し、15 年 1 月現在、欧州議会と EU 理事会で審議が行われている。新食品に関する規則案はイノベーションの保護も目的としており、革新的な食品の認可申請を行った企業は、5 年間有効の独占的販売許可を取得できる。

欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全委員会は 14 年 11 月 24 日、「新食品に関する欧州議会・理事会規則案」を賛成多数で承認した。ただし、同委員会は、食品生産に適用される新技術は食品の安全にも影響することから、ナノ材料などリスク評価の必要な生産方法が使用されている食品に関し、欧州食品安全機関（European Food Safety Authority : EFSA）の承認を得てから販売を許可するという修正を加えている。同委員会はまた、クローン肉も規則の適用範囲に含めることを要求している。

（小林華鶴）

5. 水産養殖の競争力向上を支援

2015年2月23日 Food & Agriculture 掲載

世界中で乱獲による漁業資源の減少から、水産養殖が見直されている。EUは水産養殖部門の競争力を向上させ、沿岸地域の経済発展を促すため、研究プロジェクト「AQUAEXCEL」（2011年3月～15年2月）を実施。フランス、ベルギー、オランダなど10カ国から17の研究機関や大学が参加し、欧州の科学者の連携を深め、知識を結集した。同プロジェクト終了を前に、プロジェクト概要や期待される成果を紹介する。

■AQUAEXCELプロジェクトに920万ユーロを拠出

乱獲により多くの漁業資源が減少する中、漁獲量の削減に寄与する水産養殖が見直されている。世界で消費されている魚の半分は養魚場で生産されている。EUの水産養殖をより効率的なものとするためには新たな取り組みが必要である。

EUは、研究プロジェクト「AQUAEXCEL」を通じ、水産養殖の競争力向上を支援している。同プロジェクトの研究期間は2011年3月～15年2月までの4年間で、EUの第7次研究開発枠組み計画（07～13年）の予算から920万ユーロ拠出されている。

同プロジェクトには、フランスの国立農学研究所やフランス海洋開発研究所、ベルギーのアントワープ大学、オランダのワーヘニンゲン大学をはじめとし、ギリシャ、チェコ、ハンガリー、アイルランド、ノルウェー、スペイン、英国の17の研究機関や大学、水産養殖部門の機関が参加している。

■欧州の科学者間の連携を図り、研究の質を高める

AQUAEXCELプロジェクトでは、EUの水産養殖業者の競争力向上や沿岸地域の経済発展に役立てるため、科学者間の連携を図り、EU域内外の高度な能力を有する研究者を結集することで研究の質を高める。

また、同プロジェクトは、EU域内外の研究者に対し、欧州全域の高レベルな水産養殖研究所やゲノミクス・データバンクなどへのアクセス権を提供している。

プロジェクトのコーディネータを務めるフランス国立農学研究所のヴァンデピュット氏は「このプロジェクトの中で、研究が水産養殖部門で有効かつ適用可能なものとなるよう、新しい手段や方法を開発したい」と話す。

具体的な事例としては、飼料の魚粉や魚油をヘーゼルナッツ油、昆虫粉、微細藻類で置き換える実験が行われた。また、魚がどのように栄養素を吸収するかを探ることで、脂質の含有量などのコントロールを通じ品質を改善する研究や、養魚場周辺の環境汚染の削減

を図る研究も行われている。

さらに、サケ、ニシスズキ、アユ、コイの同質遺伝子系統 (isogenic lines) の開発や利用に関する研究も行われている。同質遺伝子系統群は、科学者が研究を再現するのを容易にする。実際に、同プロジェクトの実験養魚場で生産された同質遺伝子系統のアユが、オランダのワーヘニンゲン大学の研究者によるアユの代謝の研究に使用されている。

■ 欧州共同での水産養殖研究プロジェクトの基盤整備へ

AQUAEXCEL プロジェクトを通じ、次の成果が期待される。

○ 従来最新の水産養殖研究インフラへの利用権限がなかった研究者に対し、同インフラの活用を可能とする

○ 欧州共同での水産養殖研究プロジェクトの基盤となるインフラの整備

○ 主要な水産養殖研究インフラ、施設、サービスのオンライン閲覧目録の立ち上げ

○ 研究パートナー間の資源の調和および標準化（特に実験用に使う魚のモデルや屋内で開発された実験方法などの標準化）

○ 水産養殖研究における最新の実験方法に関する研究者や技術者の訓練などの知識共有

欧州委員会は、水産養殖に関する研究は沿岸地域の経済発展にとって重要であり、環境を尊重しながら魚の品質を改善する手段であるとの認識を示した。また、新たな研究開発枠組みプログラム Horizon 2020（注）でも、同種の研究やイノベーションへの投資を継続する意向を示している。

（注） Horizon 2020

2014年1月1日から開始された研究・イノベーションのための新プログラム。EUは、経済競争力および研究・イノベーションの強化を目的とした同プログラムに、7年間で800億ユーロ余りの投資を行う。

（小林 華鶴）

6. 有機食品の認証制度の同等性で合意

— 急成長をみる EU の有機食品部門 —

2015年3月9日 Food & Agriculture 掲載

欧州委員会と韓国は 2015 年 1 月 27 日、EU あるいは韓国で有機食品と認定された農産加工品について、同年 2 月 1 日から EU および韓国において有機食品として販売が可能になると発表した。本合意で対象となる有機農産加工品は穀物加工品、乳製品、肉製品、オリーブオイル、ベビーフード、チョコレート、ワイン、スピリッツなど。有機食品の中でも、生鮮野菜や果物および水産養殖製品は対象にはならない。

■2015 年 2 月から同等性が発効

欧州委員会（以下、欧州委）と韓国は 2015 年 1 月 27 日、EU あるいは韓国で有機食品と認定された農産加工品について、同年 2 月 1 日から EU でも韓国でも有機食品として販売が可能になると発表した。従来は、双方の有機認証制度の同等性が認められていなかった。

今回合意の対象品目は穀物加工品、乳製品、肉製品、オリーブオイル、ベビーフード、コーヒー、茶、ハチミツ、チョコレート、ワイン、ビール、スピリッツなどの有機農産加工品である。ただし、加工品の原料は 95%以上が有機でないと、有機食品として韓国向けに輸出できない。

また、今回は有機食品の中でも、生鮮野菜や果物には本合意が適用されず、韓国の認証機関による EU 基準への適合性認証手続きを経なくては有機食品として EU 向けに輸出できない。水産養殖製品も同等性の対象となっていない。

欧州委のホーガン委員（農業・農村開発担当）は「有機食品部門は、EU 農業において急成長している部門であり、また、韓国は重要な成長市場である。今回の合意は、面倒な手続きをなくし、とりわけ EU の中小企業の輸出を容易にする。また、20 万人以上の有機農業従事者にも朗報となる」と述べた。

■有機食品の貿易を円滑にするための同等性評価の推進

EU には、有機食品の生産、加工、検査、ラベル表示を規定する「有機生産並びに有機製品のラベル表示に関する理事会規則（834/2007）」が存在し、同規則を順守しないと、EU の有機食品のロゴマーク（ユーロリーフ、本誌 2012 年 7 月 16 日 2896 号参照）を使用できず、有機食品として上市できない。同規則には、非常に厳しい検査システムが規定されており、有機生産チェーンのあらゆる段階で検査が実施される。生産者、加工業者、小売業者、輸出入業者は、少なくとも年 1 回検査の対象となる。

また、EU は、域外国との有機食品の貿易を円滑にするため、認証の同等性評価を進めて

いる。これまでにアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、コスタリカ、インド、イスラエル、日本、ニュージーランド、スイス、チュニジア、米国、さらには欧州経済領域のメンバーであるノルウェー、アイスランドとの間に同等性が認められた。

同等性を認められた域外国は、「理事会規則（834/2007）に監視、域外国からの有機製品の輸入についての施行規則を制定する欧州委員会規則（1235/2008）」の付則 III に記載される。2015年1月29日付けのEU官報に、前述の欧州委員会規則（1235/2008）を改正する欧州委員会実施規則（2015/131）が掲載され、農産加工品の有機生産方法に関する規則や検査が、EUと同等であると認めた国のリストに韓国が加えられた。

EUでは現在、有機食品の需要が供給を上回っており、域外国からの輸入が不可欠となっている。具体的には、コーヒー（ブラジル）、キウイ（ニュージーランド）、コメ（タイ）、バナナ（コスタリカ）、カカオ（ペルー）、パイナップル（ウガンダ）などの有機食品の輸入が顕著となっている。

■急成長をみる EU の有機食品部門

EU の有機食品部門は急成長しており、年率9%以上の成長を記録している。EU 統計局（Eurostat）によると、EU（クロアチアを除く27カ国）において有機栽培が行われる耕地面積は、2002年570万ヘクタールだったが、11年には960万ヘクタールに達している。

有機栽培農地の78%、有機栽培農家の83%が、2000年以前からのEU加盟国に存在する。これら加盟国では、有機製品に関する国内法やEU法規が有機製品部門の発展を後押ししている。

04年以降にEUに加盟した中東欧諸国でも、有機部門は急速に発展しており、有機栽培農地の面積は02年から11年にかけて年率13%で拡大した。また、有機栽培農家の数も03年から10年にかけて10倍に増えている。

こうした状況を背景に、14年3月25日、欧州委は有機生産並びに有機製品のラベル表示に関する新規規則案を提出した（本誌2014年5月5日2986号参照）。同規則案は、消費者や生産者の信頼を維持し、農業従事者の有機部門へのアクセスを容易にすることを基軸とするもので、EU産品や輸入品に適用される検査の強化、調和を図ると同時に、リスク分析に基づく検査を強化するものである。

EUの有機食品の市場規模はここ10年間で4倍に拡大しており、有機食品部門が今後も市場規模の拡大に対応できるよう、関連規則の改正が必要となっている。

（小林 華鶴）

7. ビスフェノール A を含む内分泌攪乱物質の適用基準策定の行方

2015年3月16日 Food & Agriculture 掲載

欧州食品安全機関（EFSA）は2015年1月21日、ビスフェノール A の曝露と毒性に関する再評価結果を発表。現在の曝露レベルでは、全ての年齢層について消費者の健康へのリスクはなく、許容基準を大きく下回っているとした。フランスの食品容器への使用全面禁止措置に対し、欧州プラスチック製造業者協会が、EFSA の発表を受け批判する一方で、欧州議会はビスフェノール A を含む内分泌攪乱物質の危険性に関し15年6月までの現行法制改正等を求める動きがある。

■許容基準を大きく下回るビスフェノール A の曝露レベル

欧州食品安全機関（EFSA）は2015年1月21日、ビスフェノール A の曝露と毒性に関する再評価結果を発表した。EFSA は「ビスフェノール A の現在の曝露レベルは、食品および埃、化粧品、感熱紙など食品以外の異なる曝露源とともに耐容1日摂取量を下回るもので、胎児、乳幼児、青少年を含めた全ての消費者への健康のリスクはない」と結論付けた。また、EFSA は、ビスフェノール A の耐容1日摂取量を現行の体重1キロ当たり0.05ミリグラムから0.004ミリグラムへ大幅に引き下げたが、今回の調査では、最も高い曝露レベルでもこの基準を大幅に下回っていた（本誌2015年2月9日3024号参照）。

ビスフェノール A の毒性に関しては、EFSA は耐容1日摂取量の数百倍の量を摂取した場合、腎臓や肝臓に望まぬ影響が及ぶ可能性があるとしているほか、動物の乳腺にも影響を与えているとしている。

なお、EFSA は、生殖、神経、免疫、代謝や心血管システムへの影響、発癌への影響は、今のところ起こり得ないとする見解を示している。ただし、EFSA は、入手可能なデータでは、影響があるという可能性を完全に排除することもできないとしている。

■フランスは食品容器への使用を全面的に禁止

これに対し、フランスでは2015年1月1日から、全ての食品容器へのビスフェノール A の使用が禁止された（本誌2014年12月22日E030号参照）。フランスのロワイヤル・エコ

ロジー・持続可能開発・エネルギー相は同年1月21日、「食品容器へのビスフェノールAの使用を全面的に禁止する法律がフランスで発効するのと時期を同じくするように、発表されたEFSAの意見に驚いている」と発言し、EFSAの意見書の見解にロビーの介入がなかったかどうかを調査するとしている。

フランスの国民議会および上院は12年12月、食品環境労働衛生安全庁（ANSES）の意見に基づき、ビスフェノールAを含む全ての食品容器の製造、輸出入、上市の停止を目的とする「2012年12月24日付けNo2012-1442法」（注1）を採択した。この法律に基づき、13年1月1日から乳幼児向け食品の容器へのビスフェノールAの使用が禁止され、15年1月1日からは対象が全ての食品容器に拡大された。また、フランスは、「2010年6月30日付けNo2010-729法」（注2）で既に哺乳瓶へのビスフェノールAの使用を禁止していた。

■EUレベルでも哺乳瓶への使用を禁止

これに追随するように、EUレベルでも「乳児用プラスチック製哺乳瓶へのビスフェノールAの使用制限に関する指令（2002/72/EC）を修正する欧州委員会指令（2011/8/EU）」が採択され、2011年3月1日からビスフェノールAを使用した哺乳瓶のEUでの生産が禁止され、同年6月1日からEU市場への上市や輸入が禁止された。

EUには、哺乳瓶以外の食品容器へのビスフェノールAの使用を禁止する加盟国も既に存在している。デンマークが10年7月から、3歳未満の乳幼児向けの食品と接触する容器へのビスフェノールAの使用を禁止している。また、ベルギーが13年1月から、3歳未満の乳幼児向けの食品容器へのビスフェノールAの使用を禁止している。スウェーデンは13年7月から、3歳未満の乳幼児向け食品容器のコーティングにビスフェノールAの使用を禁止している。

■化学ロビー、「競争を歪曲する」とフランスを批判

一方、欧州プラスチック製造業者協会（プラスチック・ヨーロッパ）は2015年1月21日、EFSAの発表を受け、「ビスフェノールAへの曝露レベルが、EFSAの設定した安全基準を大幅に下回っているという事実は、フランスのように加盟国レベルでビスフェノールAの全面的な使用制限を行うことを正当化できず、撤回すべきだ」とし、「欧州の食品安全規則の調和はEFSAの結論をベースとし、加盟国はこれを尊重すべきだ」とする声明を発表した。

また、プラスチック・ヨーロッパは、「フランスの禁止措置は、食品容器に関して、EU域内市場や国際市場での競争の歪曲につながるだけでなく、正当化できない規制基準を単

独で適用する前例を作った」とフランスを批判している。

■ 欧州議会、ホルモンに影響を及ぼす化学物質に警鐘

欧州議会は、ビスフェノール A を含む内分泌攪乱物質の危険性に警鐘を鳴らしている。2013 年 3 月 14 日に開催された欧州議会の本会議では、内分泌を攪乱する化学物質対策の策定を求める決議が賛成 489、反対 102、棄権 19 で採択されている。

欧州議会は、EU がホルモンに有害な影響を及ぼす疑いが持たれる内分泌攪乱物質への曝露レベルを下げるよう行動すべきだとしている。妊婦や乳幼児などを保護するための措置の早急な実施と、内分泌を攪乱するとみなされる物質と認定するための EU レベルの基準策定を、遅くとも 15 年 6 月までに、現行法制の改正もしくは新法制の提案のための現行法規の見直しなどを求めている。また、欧州議会は、内分泌攪乱物質を REACH 規則に規定される「高懸念物質」とみなすべきだとしている。

これに対し、欧州委員会は 14 年 9 月、内分泌攪乱物質に適用される基準の定義に関する公聴（パブリック・コンサルテーション）を開始し、公聴は 15 年 1 月 16 日まで実施された。公聴開始時に環境担当であった欧州委員会のポトチュニック委員は「一部の関係者はまだ疑問を呈しているものの、科学界からは対策を求める強いシグナルが送られてきているし、国民や政界の懸念も高まってきている。欧州が注視する中、保護レベルを改善し、産業界に明確な要求レベルを示すための基準が必要だ」と述べていた。

今回の EFSA の発表を受け、欧州委員会が公聴の結果も踏まえて、今後どのような対応をとるかが注目されている。

（注 1）2012 年 12 月 24 日付け No2012-1442 法（フランス語）

http://legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=3C4FE5178B8B3B2FFD14E294B4DD7AB3.tpdjo12v_2?cidTexte=JORFTEXT000026830015&dateTexte=20141117

（注 2）2010 年 6 月 30 日付け No2010-729 法（フランス語）

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=CC6B3C8173E5151957180279550CB009.tpdila16v_3?cidTexte=JORFTEXT000022414734&dateTexte=20121226

（田中 晋）

8. 米国による EU 産牛肉の輸入再開を歓迎

欧州委員会は2015年1月5日、米国農務省（USDA）がアイルランド産牛肉を皮切りに、EU産牛肉の輸入を段階的に再開するとして発表を受け、これを歓迎する声明を発表した。米国は、1998年1月から牛海綿状脳症（BSE）への懸念からEU産の牛、羊、ヤギなどの反芻動物やこれらの肉を原料とする製品の輸入制限を実施してきた。米国の措置は、国際獣疫事務局（OIE）設定の国際基準に沿わないもので、EU加盟国の多くは、OIEのBSEリスク・ステータスでは「無視できるBSEリスク国」に認定されている。

■米国、アイルランド産牛肉から輸入を再開

米国農務省（USDA）がアイルランド産の牛肉を皮切りに、EU産牛肉の輸入を段階的に再開すると発表したのを受け、欧州委員会（以下、欧州委）のアンドリュカイティス委員（保健衛生・食品安全担当）、マルムストロム委員（通商担当）、ホーガン委員（農業・農村開発担当）は連名で2015年1月5日、USDAの発表を歓迎するとの声明を発表した。

この声明で、「市場の再開放は、1990年代の牛海綿状脳症（BSE）危機を契機とする不相応かつ不当な米国の（EU産品に対する）禁輸措置を廃止するための歓迎すべき第一歩だ」と指摘するとともに、「米国が迅速に他のEU加盟国にも輸入承認を拡大し、輸入条件を国際基準に完全に沿ったものとするのが望ましい」と強調している。

声明はさらに、米国の発表はBSE撲滅のためEUが実施した措置の成功を認めるものだと指摘し、EU産牛肉の輸入制限を維持する国々に、公認された国際基準を採択するよう呼びかけている。

■BSEへの懸念からEU産牛肉の輸入を1998年1月に禁止

米国は1998年1月、BSEへの懸念からEU産の牛、羊、ヤギといった反芻動物やこれらの肉を原料とする製品の輸入を制限した。このため、デボンドミート（注）を含む全ての牛肉の米国への輸出が不可能になった。しかし、米国の措置は、国際獣疫事務局（OIE）の設定した国際基準に沿わないものだった。OIEによれば、例えば牛のデボンドミートはBSEの状況にかかわらず、安全で、すべての国が自由に輸出入できるとしている。OIEは2005年に、この国際基準を定めている。

また、OIEは、EU加盟国のBSEリスク・ステータスの評価を行っているが、EUがBSEの制御、撲滅に多大の努力、投資を行ったこともあり、ほとんどの加盟国が良好なリスク・

ステータスを獲得している。ベルギーやデンマーク、イタリアなど17カ国は欧州委員会実施決定（2014/732/EU）により、「無視できるBSEリスク国」に認定されている。

■米国農務省、牛肉の輸入法規にOIEの国際基準を適用

米国農務省の動植物検疫課（APHIS）は2013年11月1日、牛肉の輸入に関する米国の法規をBSEに関するOIEの国際基準に適合させることを明らかにしていた（本誌2014年3月24日2980号参照）。APHISは、米国の牛肉、牛肉製品の輸入に際し、OIEが各国のBSEリスク・ステータスを決めるのに使用するのと同じ基準を適用することになる。APHISは、国際基準への適合が新市場の開拓につながることを期待するとともに、米国製品に課されたままの制約が解除されることを希望している。なお、BSEに関するOIEの国際基準への適合を図ったBSE包括規則（BSE comprehensive rule）は、14年3月に発効した。

一方、欧州委は13年11月2日、APHISの発表を歓迎し、「遅かったとはいえ、（米国市場が）再開放されることは、不当な禁輸措置廃止へのステップであり、正常な貿易条件が再構築される」とするプレスリリースを発表していた。

■TTIP交渉の交換条件の一部ではない

EUは、米国が牛肉に続き、羊やヤギの肉製品の輸入条件に関しても近い将来、完全に国際基準に適合させ、これらの製品への輸入制限が解除されることを希望している。また、EUは、米国市場の再開放は、EU産牛肉はリスクがなく、EU産牛肉の輸入を早急に許可すべであるということ、EUの他の貿易相手国に示す重要なサインとなると強調している。

なお、EU情報サイト「Euractiv.com」によると、欧州委のスポークスマンは2015年1月5日の記者会見で、「交換条件は何もなかった。禁輸が解除されたのは、1990年代のBSE危機後にEUが行ったすべての措置を米国が認めたからだ」と説明したとしている。ただし、同スポークスマンは、「貿易条件の正常化への第一歩となるものだが、EU米国間の包括的な貿易投資協定（TTIP）交渉において、交換条件の一部となるものではない」と強調している。

（注）枝肉をカットして骨を除いた時に、赤肉が骨に残っているが、これを骨肉分離機で分けて取れた赤肉（日本食肉消費総合センター「用語集」より）。

http://www.jmi.or.jp/info/word/ta/ta_090.html

（田中 晋）

9. 欧州委、新たに 18 の農村開発プログラムを承認 (EU)

2015 年 3 月 執筆

欧州委員会は 2015 年 2 月 13 日、EU の農業部門の競争力を強化し、農村部の環境や気候保護を目的とする 18 の農村開発プログラム (RDP) を承認した。農村開発は、EU の共通農業政策 (CAP) の第 2 の柱で、EU28 カ国において総計 118 の RDP が実施される。今回承認された 18 のプログラムを含めると、これまでに合計 27 のプログラムが承認されたことになる。

■ 欧州委、18 の農村開発プログラムを承認

欧州委員会は 2015 年 2 月 13 日、EU の農業部門の競争力を強化し、農村部の環境や気候保護を目的とする 18 件の農村開発プログラム (Rural Development Policy : RDP) を承認した。EU はこれらのプログラムに 143 億ユーロを拠出、さらに加盟国と地域レベルの公的資金や民間資金が加算される。

EU は 2014~20 年に、総額 996 億ユーロを欧州農業農村開発基金 (European Agricultural Fund for Rural Development : EAFRD) から EU28 カ国の総計 118 の RDP に拠出する。既に承認された 9 のプログラムと合わせると、合計 27 のプログラムが承認されたことになる。

欧州委員会のホーガン委員 (農業・農村開発担当) は「EU の優先課題を共有しながら、各加盟国あるいは各地域で現状や課題に適したプログラムを策定できることが、EU の農村開発プログラムの強みの 1 つである」とし、「今回承認された 18 のプログラムは、100 万件以上の職業研修を提供する」としている。

今回承認されたプログラムには、バルト諸国の農業の近代化や、若者の農業参入の促進 (スロベニア)、水質改善 (オランダ)、250 万ヘクタールの農地の保護 (英国) などのプログラムが含まれる。

■ 農村開発は共通農業政策の第 2 の柱

農村開発は EU の共通農業政策 (CAP) の第 1 の柱 (直接支払い) に続く第 2 の柱で、2014~20 年の農村開発プログラムには、次の 3 つの長期的な戦略目標が設定されている。

- EU の農業の競争力強化
- 自然資源の持続可能な管理を確実に行うとともに、気候保護を目的とする措置の実

施

○ 雇用の維持や創出措置を含む、農村経済ならびに農村共同体のバランスのとれた開発

加盟国は、農村開発プログラムの策定に際し、次の6つのEU共通優先課題のうち、少なくとも4つをプログラムに取り入れる必要がある。

- (1) 農業、林業、農村部における知識の伝達やイノベーションの促進
- (2) あらゆるタイプの農業の持続可能性や競争力の強化、革新的な農業関連技術、持続可能な森林管理の促進
- (3) 食物連鎖や、動物福祉、リスク管理の促進
- (4) 農業や林業に係る生態系の再生、保護、強化
- (5) 農業部門、食品部門、林業部門の資源効率化を促進し、低炭素で気候変動に対する耐性のある経済への移行を支援
- (6) 農村部において、社会からの孤立や排除、摩擦に対する擁護を目的とする社会的包摂 (social inclusion) や貧困の削減、経済発展の促進

各優先課題には、フォーカス・エリアと呼ばれる詳細な介入分野が特定されている。加盟国あるいは地域は地域のニーズ分析に基づき、それぞれのフォーカス・エリアに関し数量化された目標を設定する。さらに、加盟国あるいは地域は目標達成のための方策と、それぞれの方策に対する予算を提示する。

■経済成長や雇用創出の原動力

2014年12月12日に最初に承認されたRDPは、ポーランド、デンマーク、オーストリアの3件のプログラムだった。ポーランドのプログラムは、約20万戸の農園への投資援助などを通じ、2万2,000件の雇用を創出する。デンマークのプログラムは、約1,000件のグリーン雇用の創出を目指すとともに、有機農業を行う農地を倍増させ、環境に優しい農業へ投資する。オーストリアのプログラムは、気候変動や環境問題への対処を優先課題とし、80%以上の農地が生物多様性の保護、強化を優先する形で経営されるようにする。

ホーガン委員は、自身の出身国であるアイルランドを例に、「近代化されダイナミックな農業部門は、特に農村地域において経済成長や雇用創出の原動力となりうる」と指摘した。さらに、同委員は「加盟国や地域は、EUの基金が支援する農村開発プログラムにより、こうした潜在力を引き出す良い手段を手にするようになる」と強調した。

表：欧州委員会が承認した18プログラム

(単位：100万ユーロ、%)

	拠出金額	EAFRD総額に占める割合
ベルギー（フランドース）	383.8	0.39
エストニア	823.3	0.85
フィンランド	20.7	0.02
フランス（マヨット）	60.0	0.06
フランス（農村ネットワーク国家プログラム）	23.0	0.02
ドイツ（バイエルン州）	1,516.0	1.56
ドイツ（ヘッセン州）	318.9	0.33
ドイツ（メクレンブルク＝フォアポンメルン州）	936.8	0.96
ドイツ（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）	618.3	0.63
ラトビア	1,075.6	1.10
リトアニア	1,613.1	1.66
オランダ	607.3	0.62
ポルトガル（アゾレス諸島）	295.3	0.30
ポルトガル（マデイラ諸島）	179.4	0.18
スペイン	/	/
スロバキア	1,545.3	1.59
スロベニア	837.8	0.86
英国	3,470.7	3.56
	14,325.3	14.70

(出所) 欧州委員会

(参考) 本誌 2014 年 1 月 6 日 2969 号「欧州議会と EU 理事会、共通農業政策

(CAP) 改革法案を最終採択」

(大中 登紀子)

10. 欧州議会、加工食品に使用される肉の原産地表示の義務付けを要求 (EU・フランス)

2015 年 3 月 執筆

欧州議会は 2015 年 2 月 11 日、本会議において、加工食品に使用される肉の原産地表示に関する決議を賛成多数で採択した。決議は、加工食品に使用される肉の原産地表示を義務付ける法案の提出を欧州委員会に求めている。EU では 2013 年初頭、牛肉 100% と表示されているビーフバーガーの一部に馬肉が使用されていたことが発覚、消費者の加工食品への信用は大きく失墜した。こうした状況下、加工食品に使用される肉の原産地ラベルの表示義務を要求する声が高まった。欧州委員会は 2013 年 12 月に同ラベル表示に関する 3 つのシナリオを提示し、原産地表示義務はメーカーや消費者の負担増になるとする報告書をまとめた。欧州議会はこのため、価格への影響を明確化することも欧州委員会に要求して

いる。

■欧州議会、加工食品に使用される肉の原産地表示義務整備を欧州委に要請

欧州議会は2月11日に開催された本会議において、加工食品に使用される肉の原産地表示に関する決議を賛成460票、反対204票、棄権33票で採択した。欧州議会はこの決議を通じて、加工食品に使用される肉の原産地表示を義務付ける法案の提出を欧州委員会に求めている。食品チェーン全体の一層の透明性を保証し、欧州の消費者に対し十分な情報提供を行うことで、信頼を取り戻すための一助にしたいとしている。

欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全委員会のラヴィア委員長は『馬肉スキャンダル』を受け、消費者の信頼回復を取り戻せるかどうかは我々次第だ」と述べ、「しかしながら、加工食品部門には中小企業が多いこともあり、追加的な負担とならないことも保証しなければならない」と補足している。

欧州委員会が欧州議会とEU理事会向けに2013年12月17日に発表した「原料として使用される肉の原産地あるいは発送地の義務的表示に関する報告書」では、原産地のラベル表示を義務付けた場合、15～50%のコスト増となり、企業に高くつくだけでなく、その費用の9割近くは消費者に転嫁されると指摘されている。しかし、フランスの消費者団体UFC-Que Choisirは、同国で食肉の原産地に関するラベル表示が全くなされていなかった2013年初頭と、その後の取り組みにより、ラベル表示が進んだ2013年下旬、具体的には2012年12月と2013年11月の間に、食肉の原産地表示がなされた製品の価格比較調査を行った。この調査の結果、原産地表示による価格の上昇は0.67%にとどまったことを明らかにした。欧州議会は、加工食品の価格への影響を明確にするため、消費者団体と協力してコスト評価を明確にすることを欧州委員会に要求するとともに、この問題で法案の提出が遅れることがないよう求めている。

■きっかけは2013年初頭のアイルランドでの『馬肉スキャンダル』

EUでは2013年初頭、牛肉100%と表示されたビーフバーガーなどの調理済み食品、冷凍食品に馬肉が使用されていたことが発覚し、『馬肉スキャンダル』として大きな問題となった。事の発端は、アイルランド食品安全庁(FSAI)が実施したビーフバーガーや牛肉製品などの品質検査で、FSAIは2013年1月15日、一部のビーフバーガー製品から馬のDNAが検出されたことを明らかにした。

その後、フランスや英国、ベルギーなどでテスコ(Tesco)やダンズストア(Dunnes Stores)、

リドル (Lidl)、アルディ (Aldi) などの流通店でも馬の DNA を含んだビーフバーガーなどの製品が販売されていることが発覚し、『馬肉スキャンダル』は多くの欧州諸国に波及した (本誌 2013 年 3 月 4 日 2928 号参照)。

大手流通業者は、食品安全の問題ではないものの、予防的措置として問題の製品を店頭から撤去した。消費者の加工食品への信頼は大きく揺らぎ、牛肉を使用した加工食品の売り上げは後退した。マーケティング・リサーチ・分析企業の Nielsen の調査によると、フランスでは、2013 年 2 月 18～24 日の週の牛肉を原料とする調理済み冷凍食品の売り上げは、前年同期比で 47% 減少した。また、39% の消費者が「今後、牛肉を原料とする調理済み冷凍食品を購入しない」と回答。

他方、欧州委員会の 2013 年 12 月発表の報告書では、消費者の 90% が加工食品の原料として使用される肉の原産地のラベル表示に強い関心を示していることが明らかになった。

■ 欧州委員会の報告書では 3 つのシナリオを提示

「消費者への食品情報の規定に関する欧州議会・理事会規則 (EU) No1169/2011」の第 26 条では、欧州委員会に対して、「原料として使用される肉の原産地あるいは発送地の義務的表示に関する報告書を 2013 年 12 月 13 日までに欧州議会と EU 理事会に提出する」ことを求めていた。加えて、「EU の関連法規を修正する法案をこれらの報告書に添付しても良い」と規定していた。しかし、欧州委員会は 2013 年 12 月 17 日、「原料として使用される肉の原産地あるいは発送地の義務的表示に関する報告書」を公表するのみに留め、法案は提出しなかった。

欧州委員会は同報告書で、シナリオⅠ：自発的な原産地表示の維持 (現状維持)、シナリオⅡ：EU 産／非 EU 産、あるいは EU 産／域外国産という義務的表示の導入、シナリオⅢ：加盟国あるいは域外国の原産国名を明示した義務的表示の導入、という 3 つのシナリオを提示した。

欧州委員会は、どのシナリオが最適であるかの判断は行っていないが、シナリオⅡでは最大 25% の追加費用、シナリオⅢでは 15～50% の追加費用がかかるとし、原産地表示の義務付けは食品メーカーや消費者の負担増になり、費用の 9 割近くは消費者に転嫁されると指摘、これに消極的な姿勢を示していた。

■ 加工食品の肉の原産地表示義務を強く要求するフランス

フランスのルフォール農業・農産加工業・林業相は 2015 年 2 月 11 日、欧州議会による決

議の採択を歓迎する声明を発表、「原産地の表示は、EU 産品の価値を高める措置と理解すべきで、域内市場の不安定要因とみなすべきではない」と指摘している。

EU では、2015 年 4 月 1 日からこれまで牛のみに適用されていた生鮮肉の原産地表示の義務が豚、家きん、羊、山羊に拡大されたが、ルフオル大臣は「欧州の消費者の希望に部分的にしか答えない」とし、消費者の 90%が関心を示す加工食品の原料として使用される肉の原産地表示の義務付けを実現する必要性を説いている。

EU 加盟国の中でもフランスは『馬肉スキャンダル』以来、加工食品に使用される肉の原産地表示を強く要求し続けているが、ルフオル大臣は欧州委員会に対し、早急に法案を提出することを求めるため、関係者に呼びかけると強調している。

(田中 晋)

以上

EU の農業政策、食品規制・制度情報
(2014年10～2015年3月報告)

2015年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所
発行所 日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品調査課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5186
